

【食料品等購入費等補助分】業務仕様書

(1) 目的

介護施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならないこととされており、24時間365日の入所者の生活及び生命維持の基幹となっているとともに、療養やリハビリにおいて栄養管理が必須となっている。昨今の物価上昇などを受け、米をはじめとする食料費について、なおも価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある。

このため、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対する支援を行うことを目的とする。

(2) 対象事業所及び基準単価

岩手県内に所在する、次の対象事業所一覧表に掲げる事業所・施設に対し、同一覧表の基準単価により補助する。

【対象事業所一覧表】

No.	補助対象事業所・施設	基準単価
1	介護老人福祉施設	18千円 /定員
2	介護老人保健施設	18千円 /定員
3	介護医療院	18千円 /定員
4	地域密着型介護老人福祉施設	18千円 /定員
5	短期入所生活介護事業所	18千円 /定員
6	養護老人ホーム	18千円 /定員
7	軽費老人ホーム	18千円 /定員

※ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

※ 介護施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者については、事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

(3) 補助対象経費

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等。施設における食事提供に係る食材料費の他、食事の準備を外注している場合の委託経費等を含む。

※ 食事提供に係る職員の賃金等、補助対象施設の職員の賃金は、対象経費として認めない。
 ※ 交付決定以前に発生した経費は、対象経費として認めない。
 ※ 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本補助金の対象経費として認めない。

(4) 補助額

ア 施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。

(5) 対象者数

約500法人(推計)

(6) 交付スキーム

ア 県は、介護サービス事業所等に対し、所管の広域振興局等を通じて、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※ 申請は、介護サービス事業所等を運営する法人(以下「各法人」という。)単位とする。

また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードする。

イ 各法人は、申請書等を県へ提出する。

ウ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。

カ 各法人は、事業内容に変更が生じた場合、変更交付申請書等を県へ提出する。

キ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、変更交付決定通知を発送する。

ク 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書及び請求書を提出する。

ケ 県は、実績報告書及び請求書を審査し、各法人に対して、県が決定した交付額を支払う。

(7) 交付スケジュール

実施期間	内容
令和8年3月10日から	各法人からの申請書受付
令和8年3月10日から	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成
令和8年4月1日から	県から交付決定通知の発送
令和8年4月上旬から	各法人において、交付決定内容に基づき事業実施(物品購入等) 事業内容に変更が生じた場合、各法人から変更交付申請の受付・審査 県から変更交付決定通知の発送
令和8年12月下旬まで	各法人からの実績報告書及び請求書受付・審査
令和9年1月中旬まで	県から補助金の支払い